

弁理士

法律知識ゼロから
弁理士試験に挑戦！
【宮口 聡 LEC専任講師】

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001321 240014

MU24001

法律知識ゼロから 弁理士試験に挑戦!

【宮口 聡 LEC専任講師】

私の講義では

字面だけでなく、図・表・チャートを駆使し、更には、蛍光ペンを駆使することによって、右脳と左脳をバランスよく使う講義を展開いたします。

色のルールは、原則、以下に従いますが、単にメリハリを付けるために色を使い分けることもあります。

ピンク	→	重要事項、重要キーワード、大項目・中項目の見出し、直接事項
赤	→	基本的には、ピンクと同じ役割だが、ピンクが無いときやメリハリを出したいときに使う。
オレンジ（橙）	→	尚書、論点、問題提起、限定事項、仮定的表現
黄色	→	具体例（肯定的な具体例）、例外の例外（青の逆）、最新の改正部分
緑	→	理由付け
青	→	但書や除き書等の例外的事項、否定的内容、否定的具体例、冒認者や侵害者等の悪い奴
紫	→	基本的には、青と同じ役割だが、青が無いときやメリハリを出したいときに使う。
その他	→	甲、乙、丙、丁、戊といったように複数人登場するような事案では、メリハリをつけるために、例えば、甲（ピンク）、乙（赤）、丙（橙）、丁（黄）、戊（青）といった感じで、色分けすることがある。

1. 弁理士試験とは

短答式筆記試験

(原則 5 月実施)

: 特許法・実案法 (20 問)・意匠法 (10 問)・商標法 (10 問)・条約 (10 問)・著作権法 (5 問)・不競法 (5 問) から 60 問出題される。原則 5 枝択一方式。制限時間は 3 時間 30 分。

論文式筆記試験

(原則 7 月実施)

: 必須科目と選択科目に分かれており、必須科目については、「特許法・実用新案法」で 2 問、「意匠法」で 1 問、「商標法」で 1 問出題され、1 問ごとに、A 3 用紙の裏表 (A 4 で 4 頁分) に論文を書く。試験時間は、各々 2 時間 (200 点)、1.5 時間 (100 点)、1.5 時間 (100 点)。

口述試験

(原則 10 月実施)

: 「特許法・実用新案法」「意匠法」「商標法」について、受験生 1 人に対し試験委員 2 人つく。一人が主査で受験生に質問をする。もう一人が副査で答え方や態度を評価する。



最終合格

<備考>

- ・短答試験に受からなければ論文試験を受けることができず、論文試験に受からなければ口述試験を受けることはできない。
- ・短答試験に受かると翌年と翌々年は短答免除となり、論文試験に受かると翌年と翌々年の論文免除となる。ケースによっては、論文免除で短答と口述を受けなければならない場合も出てくる。
- ・所定分野の大学院卒者や所定資格者は選択免除となるが、そうでない人であっても一旦選択科目に合格すると、それ以降選択免除となる。

2. 弁理士試験に関するデータ

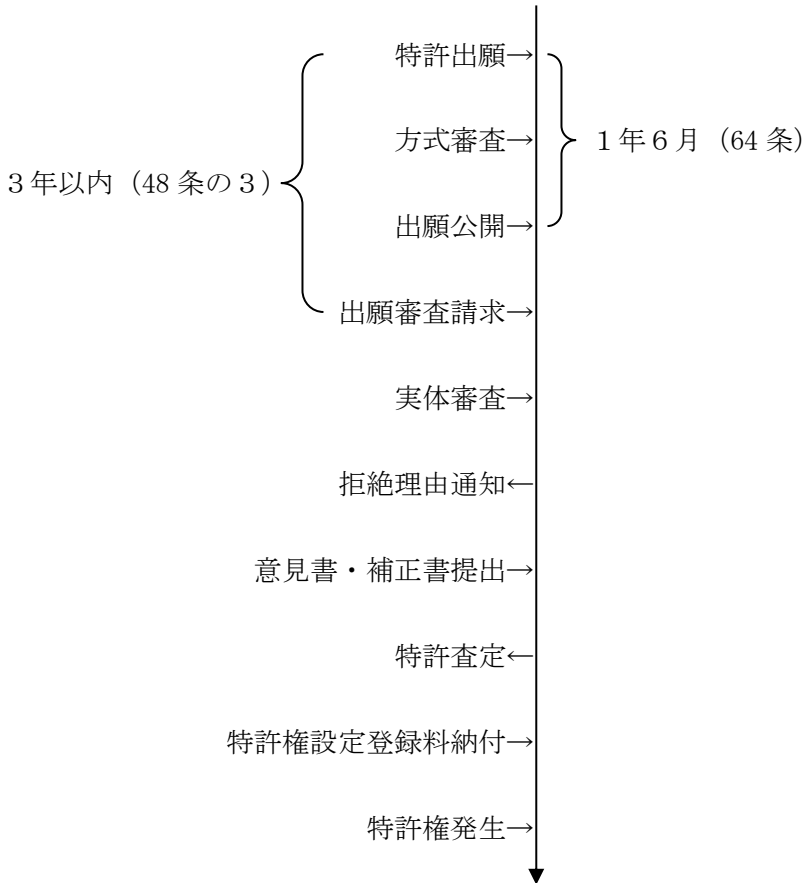
弁理士試験に関するデータ（特許庁ホームページの弁理士試験情報を参考）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
志願者	9950人	8735人	7930人	7528人	6216人	5340人	4679人
短受験者	6582人	6377人	5255人	4734人	4674人	4278人	3586人
短合格者	899人	1934人	1374人	434人	550人	604人	557人
短合格率	13.7%	30.3%	26.1%	9.2%	11.8%	14.1%	15.5%
論受験者	3093人	2988人	2851人	1979人	1263人	960人	1103人
論合格者	822人	715人	837人	490人	358人	248人	288人
論合格率	25.7%	22.9%	28.3%	23.5%	27.2%	24.4%	25.3%
口受験者	1048人	1006人	1134人	825人	485人	330人	312人
口合格者	735人	675人	719人	674人	362人	309人	293人
口合格率	70.1%	67.1%	63.4%	81.7%	74.6%	93.6%	93.9%
最終合格者	756人	721人	773人	715人	385人	319人	296人
最終合格率	8.3%	9.1%	10.7%	10.5%	6.9%	6.6%	7.0%

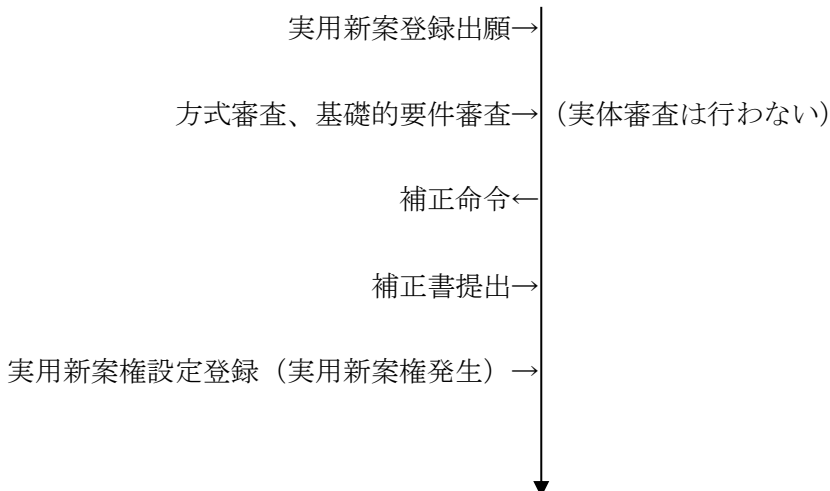
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
志願者	4352人	3977人	3862人	3401人	3859人	3558人	3417人
短受験者	3213人	3078人	2895人	2259人	2686人	2754人	2714人
短合格者	287人	620人	531人	411人	304人	284人	337人
短合格率	8.9%	20.1%	18.3%	18.2%	11.3%	10.3%	12.4%
論受験者	917人	1070人	1070人	1039人	805人	655人	621人
論合格者	229人	259人	278人	263人	211人	179人	179人
論合格率	24.2%	23.9%	25.5%	25.0%	25.1%	26.3%	28.0%
口受験者	254人	268人	295人	282人	215人	194人	194人
口合格者	250人	252人	282人	278人	194人	187人	183人
口合格率	98.4%	94.0%	95.6%	98.6%	90.2%	96.4%	94.3%
最終合格者	255人	260人	284人	287人	199人	193人	188人
最終合格率	6.5%	7.2%	8.1%	9.7%	6.1%	6.1%	6.1%

3. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権を取得するまでの流れ

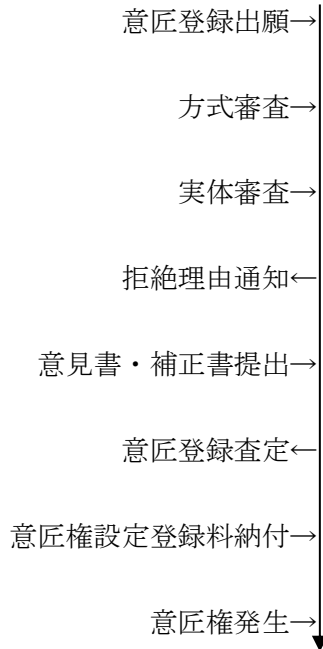
【特許権取得までの手続】



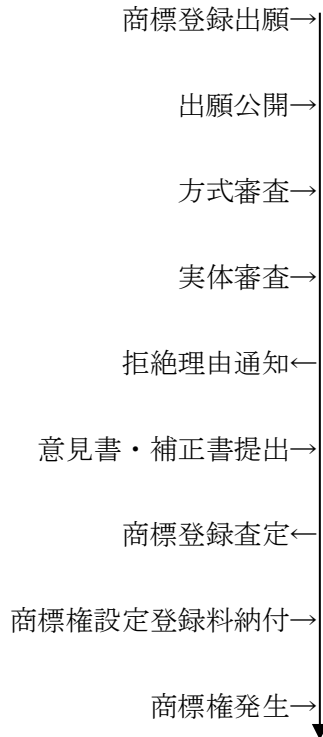
【実用新案権取得までの手続】



【意匠権取得までの手続】



【商標権取得までの手続】



4. 法律知識ゼロでも解けそうな問題にチャレンジ

H17〔60〕 著作物に関して、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 学校の教室に備え付けられた生徒用の椅子でも著作物として保護される。
- 2 小説を点字に変換した文書は、一般に、小説の二次的著作物に該当する。
- 3 名刺を50音順に並べて収納したファイルは、編集著作物にならない。
- 4 他人の詩を無断で素材として収録した詩集は、たとえ素材の選択・配列に創作性が認められても、編集著作物として保護されることはない。
- 5 オリンピック競技大会のマラソン競技も著作物となる。

〔60〕 正解 3

- 1 × 著2条2項

本枝で問われている「学校の教室に備え付けられた生徒用の椅子」は「純粹美術と同視しうるもの」とは考えにくく、著作物にはならないと解せられる。

よって、本枝は適切でない。なお、「ニーチェア」事件（最判H3.3.28）において、大量生産されている椅子の著作物性が否定されている。

- 2 × 著2条1項11号、加戸47頁

二次的著作物とは、著作物を翻訳・編曲・変形及び翻案することによって創作された著作物をいう（著2条1項11号）。ここで「翻訳」とは、言語の著作物を言語体系の違う他の国語で表現し直すことを意味し、点字訳をするのは翻訳ではない（加戸47頁）。

- 3 ○ 著12条1項

編集物が著作物として保護を受けるには、その素材の選択又は配列によって創作性を有していなければならない（著12条1項）。したがって、名刺を収集して50音順にファイル化しても、編集著作物にはならない。

- 4 × 著12条1項、加戸131頁

本枝の詩集は、他人の詩を無断で素材として収録したとはいえ、素材の選択・配列に創作性を有しているため編集著作物として保護される。

- 5 × 著2条1項1号

スポーツやゲームのルールそれ自体は著作物ではない（作花88頁）。また、マラソン等のスポーツの競技自体も著作物とならない。

H23〔60〕 著作物に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 交際相手にあてた私信という程度の手紙も著作物となる。
- 2 パントマイムも著作物となる。
- 3 家具に用いられる天然木目の化粧紙も著作物となる。
- 4 妻が夫を撮影したスナップ写真も著作物となる。
- 5 政府の審議会の報告書も著作物となる。

〔60〕 正解 3

- 1 ○ 著2条1項1号、東京高判H12.5.23「三島由紀夫手紙事件」
東京高判H12.5.23「三島由紀夫手紙事件」では、「交際相手にあてた私信という程度の手紙も著作物（すなわち、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの（著2条1項1号））である」旨判示している。
- 2 ○ 著2条1項1号、著10条1項3号
パントマイムは、思想又は感情を動作により表現することから、無言劇の著作物に該当する（著2条1項1号、著10条1項3号、ハンドブックP.8参照）。
- 3 × 東京高判H3.12.17「木目化粧紙事件」
東京高判H3.12.17「木目化粧紙事件」では、「天然木部分のパターンの組合せに、通常の工業上の図案（デザイン）とは質的に異なった高度の芸術性を感得し、純粹美術としての性質を肯認する者は極めて稀であろうと考えざるを得ず、これをもって社会通念上純粹美術と同視し得るものと認めることはできない。」と判示し、著作物性を否定した。よって、本枝は最も不適切である。
- 4 ○ 著2条1項1号、著10条1項8号
素人のスナップ写真も著作物となり得る（著2条1項1号、著10条1項8号、ハンドブックP.11参照）。
- 5 ○ 著2条1項1号
政府の審議会の報告書も、思想又は感情を創作的に表現したものであるから、著作物となる（著2条1項1号）。
なお、国等が発する告示、訓令、通達等は、権利の目的とならないが（著13条2号）、国等が作成した報告書等は、著13条2号に含まれず、権利の目的となる（加戸P.137～138参照）。
また、国等が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する報告書等は、転載を禁止する旨の表示がない限り、説明の材料として刊行物に転載することができる（著32条2項）。

H24〔40〕 著作物又は著作者に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 「白鳥の湖」の振付けは、著作物として保護されない。
- 2 研究者**甲**が、教科書を執筆する過程で、同じ研究室に所属する研究者**乙**から、その教科書の原稿の誤りを指摘され修正しても、その教科書は、**甲**及び**乙**の共同著作物とはならない。
- 3 著作権侵害訴訟において、著作物であることは、原告が立証しなければならない。
- 4 資金を提供してプログラムの創作を依頼しただけでは、そのプログラムの著作者とはならない。
- 5 銅像の台座部分に自己の署名を施した者は、その銅像の著作者であると推定される。

〔40〕 正解 1

- 1 × 著2条1項1号、著10条1項3号
日本舞踊、バレエ、パントマイム等も、思想又は感情を創作的に表現したものであり、著作物（著2条1項1号）の範疇に含まれる（著10条1項3号、ハンドブックP.8参照）。したがって、「白鳥の湖」の振付けも著作物として保護され得る。
- 2 ○ 著2条1項12号
本枝の場合、乙は単に教科書の原稿の誤りを指摘したにすぎないので、その教科書は、甲乙が「共同して創作した」とはいえず、甲及び乙の共同著作物とはならない。
- 3 ○
著作権侵害訴訟において、原告は、当該著作物の権利者であることを主張立証しなければならず、その前提として、当該著作物が著作物性を有することを主張立証しなければならない（著作入門P.248参照）。
- 4 ○ 著2条1項2号
資金を提供してプログラムの創作を依頼しただけでは、「著作物を創作する者」とはいえないので、そのプログラムの著作者とはならない。
- 5 ○ 著14条
著作物の原作品に、実名又は周知の変名が著作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定される（著14条）。
したがって、著作物の原作品である銅像の台座部分に自己の署名を施した者は、その銅像の著作者であると推定される。

H17 [30] 甲会社は、古来、日本酒の効率的な醸造方法を使用している。甲会社は、この醸造方法を甲会社の役員と技術者以外には知られないように厳重に管理している。不正競争防止法に規定する不正競争に関し、次のうち、最も適切なものはどれか。

- 1 甲会社は、この醸造方法を使って日本酒の醸造を行っている工場で見学会を開催している。この見学会に参加した競合する近所の酒造会社の社長乙は、見学会で得た知識から同じ醸造方法を利用することとした。この乙の行為は不正競争となる。
- 2 甲会社の日本酒の醸造方法は、人体の健康に対する悪影響を与える虞がある。甲会社の従業員丙は、その事実を新聞社に伝えた。この丙の行為は不正競争となる。
- 3 甲会社の技術主任丁は、日本酒の醸造方法の改良を検討しようと思って、甲会社の醸造方法に関する資料を自宅に持ち帰った。甲会社では、かかる資料の社外持ち出しを厳に禁止している。この丁の行為は不正競争となる。
- 4 甲会社の技術主任丁は、友人で醸造学の研究をしている大学教授に甲会社の醸造方法に関する資料を提供し謝礼を受領した。この丁の行為は不正競争となる。
- 5 甲会社の技術主任丁は、甲会社を辞め、競合する酒造会社戊に就職した。この丁の行為は不正競争となる。

[30] 正解 4

- 1 × 不2条1項4号
不正取得ではない。
- 2 × 不2条1項7号
脱税や有害物質の垂れ流し等の反社会的な行為についての情報は「事業活動に有用な情報」とはいえない。
- 3 × 不2条1項7号
図利加害目的がない。
- 4 ○ 不2条1項7号
図利目的あり。不正競争防止法2条1項7号の行為に該当する。
- 5 × 不2条1項7号
就職したこと自体、不正競争の構成要件に該当しない。

5. 過去問のうち比較的簡単な問題にチャレンジ

[H17 特許法・実用新案法 問1]

甲及び乙は、化学物質、この化学物質の製造方法及びこの化学物質を用いた空気浄化方法について、共同で発明をした。この場合に、次の間に答えよ。ただし、以下の間において、特許出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、外国語書面出願でもなく、国際特許出願でもないものとする。

問1

- (1) 甲又は乙は、単独で特許出願を行うことができるか。根拠とともに述べよ。
- (2) 甲及び乙が共同でした特許出願について、甲又は乙は、単独で出願審査の請求をすることができるか。根拠とともに述べよ。
- (3) 甲及び乙が共同でした特許出願について、審査官から拒絶理由の通知を受けた。この拒絶理由の通知に対して、特許を受けるために特許法上とり得る手段を列挙し、それぞれの手段について甲又は乙が単独で行うことができるか否かを根拠とともに述べよ。
- (4) 甲及び乙が共同でした特許出願について、拒絶をすべき旨の査定を受けた。この場合、甲は、拒絶査定不服審判を請求するために、乙との関係においてどのようにすべきか。根拠とともに述べよ。

1. 問1について

(1) 甲又は乙は、単独で特許出願を行うことができるか

① 結論

単独で特許出願を行うことはできない。

② 根拠

特許を受ける権利は発明者に原始的に帰属するところ(29条1項柱書)、本問発明はすべて共同発明であるため、特許を受ける権利は甲乙の共有となり、甲乙共同で出願しなければならないからである(38条、49条2号、123条1項2号)。

(2) 甲又は乙は、単独で出願審査の請求をすることができるか

① 結論

単独で出願審査の請求をすることができる。

② 根拠

特許法14条は、二以上の者が特許出願等の手続をした後は、全員の不利益になるような手続を除いて、その後の手続について各人が全員を代表すべき旨を定めているところ、出願審査請求は14条に掲げられておらず、各人が全員を代表することとなるからである(14条本文)。

もっとも、甲と乙のうち的一方を代表者と定めた場合(14条但書)に、他方の者が

単独で出願審査の請求ができるかが問題となるが、この場合であっても、単独で請求できると解する。審査請求は本来何人もできるからである（48条の3第1項）。

(3) 拒絶理由通知対応手段、及び各対応手段を単独で行えるか否か

① 意見書の提出（50条）

(イ) 意見書とは、拒絶理由通知に対する反論を記載したり、補正により拒絶理由が解消した旨を記載したりする書面をいう。

(ロ) 本手段は利益行為であり、14条にも掲げられていないことから、甲又は乙が単独で行うことができる。ただし、甲と乙のうち的一方を代表者と定めた場合は、代表者となった者だけが単独で行うことができる（14条但書）。

② 補正書の提出（17条の2）

(イ) 補正書とは、出願内容を補充・訂正するための書面である。なお、明細書等の補正可能な範囲は、拒絶理由通知が「最初」か「最後」かによって異なる。

(ロ) 本手段は利益行為であり、14条にも掲げられていないことから、甲又は乙が単独で行うことができる。ただし、甲と乙のうち的一方を代表者と定めた場合は、代表者となった者だけが単独で行うことができる（14条但書）。

③ 出願の分割（44条）

(イ) 出願の分割とは、複数の発明を包含する特許出願の一部を一又は二以上の新たな特許出願とすることをいう（44条1項）。

(ロ) 本手段は14条に掲げられていないが、代表者の有無を問わず、単独で行うことはできないと解する。

原出願と分割出願の間で出願人の同一性が要求されているところ（44条1項）、共同出願たる原出願を単独で分割できるとすれば、出願人の同一性が維持できなくなり、共願義務（38条）違反となるからである（49条2号）。

(4) 甲は拒絶査定不服審判を請求するために、乙との関係においてどのようにすべきか

① 甲は、原則として、代表者の有無を問わず、乙と共同で審判を請求すべきである（132条3項、14条）。

拒絶査定処分を受けたのは甲と乙であり、これに対する審判の審決は、特許を受ける権利の共有者全員に合一にのみ確定すべきものだからである。

共同で請求すべきところ、単独で請求すれば審決をもって却下される（135条）。

② ただし、乙の持分を全部承継し（33条1項）、承継があった旨を特許庁長官に届け出れば（34条4項）、甲単独で本審判を請求することができる。

乙の持分を全部承継し、効力発生要件としての届出を行えば、当該特許出願は甲の単独出願となるからである。

以上

6. 自作ノートサンプル

【特許法 第一章 総則】

条	項	号	内容
1			法目的
			発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の 発達に寄与することを目的とする。 <div style="text-align: center;"> 保護 利用 △ </div>
2			定義
	1		発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち、高度のもの。
	2		特許発明とは、特許を受けている発明をいう。
	3	1	物の発明…生産、使用、譲渡等、輸出、輸入、譲渡等の申出
		2	方法の発明…その方法の使用
		3	製法の発明…その方法の使用、 +結果物（生産物）の使用、譲渡等、輸出、輸入、譲渡等の申出
	4		プログラム等とは、プログラムその他電子計算機による処理の用に供 する情報であってプログラムに準ずるものをいう。
3			期間の計算
	1	1	初日不算入の原則（翌日起算主義） 例外：期間が午前0時から始まるとき（例えば、延長期間）。
		2	2012. 8. 10 の6月後は2013. 2. 10 2012. 8. 30 の6月後は2013. 2. 28
	2		手続期間の末日が行政機関の休日（土曜、日曜、祝日、12/29～1/3 の場合）の場合は、休日明けの日が手続期間の末日となる。
4			法定期間の延長
			<u>遠隔・不便の地</u> にある者（参照：審判便覧 25－期間） …（覚え方）再・料・46-2（じむに）不服ゆえ、 請求・職権・延長官 延長期間…原則、15日。但し、在外者は60日。
5			指定期間の延長
	1		指定期間の延長の主体…特許庁長官、審判長又は審査官 （延長期間：特…60日、意・商…40日、実6条の2…60日（それ以外は 30日））
		2	指定期日の変更の主体…審判長のみ （覚え方）番長きーへん

6			法人でない社団等の手続をする能力
	1	1	・「何人も」できる手続(48-3、123)可
		2	・延長登録無効審判請求(125-2)可
		3	・無効審判の確定審決に対する再審請求
	2		・当事者系の再審請求・被請求可
7			未成年者、成年被後見人の手続をする能力
	1		未・成被 by 法代 (ただし、未成年者については例外あり。)
	2		被保 by 保の同意
	3		法代 by 後監の同意
	4		被保・法代は、上記の同意なしに答弁書提出や訂正請求ができる。
8			在外者(日本国内に住所・居所を有しない者)の特許管理人
	1		在外者であっても、特許管理人によらずに行える場合が2つ ①在外者が日本に滞在している場合(特施令1条) ②国際特許出願に関し、国内処理基準時まで(184条の11)
	2		特許管理人は一切の手続、審取訴訟、行政訴訟につき、本人(在外者)を代理する。但し、在外者が特管人の代理範囲を制限したときを除く。 [H23-35-4] 日本国内に住所又は居所(法人にあっては営業所)を有しない者は、その者の特許に関する代理人であって日本国内に住所又は居所を有するものの代理権の範囲を制限することができる。(Ans)○
9			委任代理人の特別授権事項(代理権の範囲)
			放・取・変・46-2・国優主張・開請・不服・特放・復選任 → 授権必要
11			代理権の不消滅(cf.民訴58条(訴訟代理権の不消滅))
			委任代理権は、本人死亡、合併、法定代理人死亡等によって消滅せず。 ∴代理権を消滅させると、本人の保護にならない場合が少なくない。
12			代理人の個別代理
			代理人複数の場合、うち一人が手続すれば効力が生じる。 従って、本人が二人以上の代理人の共同代理によってのみ代理されるべき旨の定めをしても手続上無効である(by青本)。
13			代理人の改任等
			1項から4項まで、すべて「特許庁長官又は審判長は、～できる」 (覚え方)「長」の解任(改任)で、すべて「can」セル。
14			複数当事者の相互代表
			・放・取・変・国優主張・開請・不服 → 単独不可 ・なお、特許権放棄は単独で可能。∴他の共有者に不利益なし。 ・分割出願(44)についてはどうか。→ 共同で行うべき。∴38条 ・特46-2も同様に共同で行うべき。

15		在外者の裁判籍		
		<ul style="list-style-type: none"> ・特管人がいる場合→特許管理人の住所・居所を財産の所在地とみなす。 ・特管人いない場合→特許庁の所在地（東京）を財産の所在地とみなす。 		
16		手続をする能力がない場合の追認 (本人や法定代理人は追認できるが、 <u>保佐人や後見監督人は追認できない。</u>)		
	1	・未・成被 by 法代or本人（能力取得が条件）		
	2	・無権代理 by 法代or本人（手続能力あることが条件）		
	3	・被保 by 保佐人の同意を得た被保佐人（本人）		
	4	・法代 by 後監人の同意を得た法代or本人（能力取得が条件）		
17		手続の補正		
	1	・事件が特許庁に係属している場合に限られる。		
	2	・外国語書面・外国語要約書面→補正不可		
		・長官による補正命令（can）		
	3	1	・手続が7条1項～3項、又は9条の規定に違反しているとき	
		2	・手続がこの法律等で定める方式に違反しているとき	
		3	・195条1項～3項までの規定により納付すべき手数料を納付しないとき	
	4	<ul style="list-style-type: none"> ・原則 →手続補正書 ・誤訳訂正→誤訳訂正書（17-2②） ・手数料 →手数料補正書（特許法施行規則の様式15） 		
		願書に添付した明・請・図の補正		
17 -2	1	柱	拒理通を受けていない場合 →特許査定謄本送達前であればいつでも可	17-2③が要求される。
		1	最初の拒絶理由通知応答期間（1号）	17-2③④が要求される。
		2	48-7の通知応答期間（2号）	
		3	最後の拒絶理由通知応答期間（3号）	17-2③④⑤⑥が要求される。
		4	拒絶査定不服審判請求時（4号）	
	2	誤訳訂正→誤訳訂正書		
	3	新規事項追加禁止		
	4	シフト補正禁止		
	5	削除（1号）、限定的減縮（2号）、誤記訂正（3号）、釈明（4号）		
	6	独立特許要件…29、29-2、39、32、36④ I、36⑥ I～III		

7. 基本書等の紹介 (注意: 新しい版が出ている場合もあるので、ご注意ください)

(1) 法令集、法文集

知的財産権法文集第 30 版 (PATECH 企画)	¥3,680+税
産業財産権四法対照第 28 版 (PATECH 企画)	¥4,280+税

(2) 四法共通の基本書

産業財産権法逐条解説 (通称「青本」) 第 22 版 (発明推進協会)	¥10,500+税
令和三年 特許法等の一部改正産業財産権法の解説 (発明推進協会)	¥770 (税込)

(3) 特許法・実用新案法の基本書

特許法概説第 13 版 (有斐閣) 吉藤幸朔著・熊谷健一補訂	¥6,500+税
標準特許法第 7 版 (有斐閣) 高林龍	¥2,600+税

(4) 意匠法の基本書

意匠 (有斐閣) 高田忠	¥7,000+税
意匠審査基準、審査便覧	→特許庁HPからダウンロード可

(5) 商標法の基本書

商標第 6 版 (有斐閣) 網野誠	¥9,500+税
商標審査基準第 15 版 (発明推進協会)	¥600 (税込)

(6) 条約の基本書

パリ条約講話第 13 版 (発明協会) 後藤晴男著	¥7,480 (税込)
特許協力条約逐条解説改訂第 8 版 (発明協会) 橋本良郎	¥4,600 (税込)
逐条解説 TRIPS 協定 (日本機械輸出組合) 尾島明	¥4,500 (税込)

(7) 著作権法の基本書

著作権法入門第 3 版 (有斐閣)	¥2,700+税
-------------------	----------

(8) 不正競争防止法の基本書

逐条解説不正競争防止法第 2 版 (商事法務)	¥4,400+税
-------------------------	----------

(9) 判例

特許判例百選第 5 版 (有斐閣)	¥2,500+税
商標・意匠・不正競争判例百選第 2 版 (有斐閣)	¥2,700+税
著作権判例百選第 6 版 (有斐閣)	¥2,500+税

(10) その他

ざっくりゼロからわかる知的財産 (LEC 東京リーガルマインド) 宮口	¥1,000+税
法律用語辞典第 5 版 (有斐閣)	¥5,200+税
働きながら一発合格「弁理士試験 究極の攻略法」(中央経済社)	¥1,800+税

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2023 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

MU24001